

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 16 日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
派遣労働者に係るテレワークの実施について (要請)

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について、本年 2 月 21 日付けで、貴団体に対し、厚生労働大臣から要請を行ったところであり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた派遣労働者に係るテレワーク等の実施について、同日付けで、派遣元事業主の業界団体に対し、別紙のとおり、職業安定局長から要請を行ったところです。

派遣労働者についても、労働者派遣契約等によりテレワークを行うことが現時点でも可能な方がいらっしゃると思いますが、今般の状況を踏まえ、派遣労働者に係るテレワークに関する取組みが更に進められることが有効な対策になると考えております。

貴団体におかれては、貴団体の会員が受け入れている派遣労働者に係るテレワークの実施に当たって、派遣契約の変更等が必要になる場合があることにもご留意いただき、派遣元事業主とも連携して、可能な範囲で適切な対応を行っていただくよう、貴団体の会員に対して周知及び啓発を図っていただくよう特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 16 日

日本商工会議所 御中

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
派遣労働者に係るテレワークの実施について (要請)

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について、本年 2 月 21 日付けで、貴団体に対し、厚生労働大臣から要請を行ったところであり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた派遣労働者に係るテレワーク等の実施について、同日付けで、派遣元事業主の業界団体に対し、別紙のとおり、職業安定局長から要請を行ったところです。

派遣労働者についても、労働者派遣契約等によりテレワークを行うことが現時点でも可能な方がいらっしゃると思いますが、今般の状況を踏まえ、派遣労働者に係るテレワークに関する取組みが更に進められることが有効な対策になると考えております。

貴団体におかれては、貴団体の会員が受け入れている派遣労働者に係るテレワークの実施に当たって、派遣契約の変更等が必要になる場合があることにもご留意いただき、派遣元事業主とも連携して、可能な範囲で適切な対応を行っていただくよう、貴団体の会員に対して周知及び啓発を図っていただくよう特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 16 日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
派遣労働者に係るテレワークの実施について (要請)

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について、本年 2 月 21 日付けで、貴団体に対し、厚生労働大臣から要請を行ったところであり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた派遣労働者に係るテレワーク等の実施について、同日付けで、派遣元事業主の業界団体に対し、別紙のとおり、職業安定局長から要請を行ったところです。

派遣労働者についても、労働者派遣契約等によりテレワークを行うことが現時点でも可能な方がいらっしゃると思いますが、今般の状況を踏まえ、派遣労働者に係るテレワークに関する取組みが更に進められることが有効な対策になると考えております。

貴団体におかれては、貴団体の会員が受け入れている派遣労働者に係るテレワークの実施に当たって、派遣契約の変更等が必要になる場合があることにもご留意いただき、派遣元事業主とも連携して、可能な範囲で適切な対応を行っていただくよう、貴団体の会員に対して周知及び啓発を図っていただくよう特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年2月21日

一般社団法人
日本人材派遣協会会長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
派遣労働者に係るテレワーク等の実施について (要請)

日頃から労働者派遣事業の適正な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に関して、厚生労働大臣から経済団体
に対し、本日付で、別紙のとおり、要請を行ったところです。

同要請において、派遣労働者等の多様な働き方で働く方も含めて、テレワークや時差通勤
の積極的な活用を促進することも感染症の拡大防止に資するものとしており、こうした対策
の活用等についての協力を呼びかけているところです。

派遣労働者についても、労働者派遣契約等によりテレワーク等を行うことが現時点でも可
能な方がいらっしゃると思いますが、今般の状況を踏まえ、派遣先で雇用される労働者と同様に派
遣労働者に係るテレワーク等に関する取り組みが更に進められることが有効な対策になる
と考えております。

貴団体におかれては、派遣先の状況も踏まえ、可能な範囲で適切な対応を行っていただく
よう貴団体の会員に対して周知及び啓発を図っていただくよう特段の御配慮を賜りますよ
うお願い申し上げます。